

# 日本農業の将来に向けた プロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～

「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」



令和元年6月13日  
公益社団法人日本農業法人協会

# 《目次》

|   |   |
|---|---|
| はじめに .....  | 1 |
| I 新時代を見据えた新しい農業経営・生産技術の確立 .....                               | 2 |
| 1 地域農業を支える収益力の高い農業法人等の育成 .....                                | 2 |
| (1) 人・農地プラン実質化の集中実施による農地の集積・集約化の推進、農業法人等の<br>他地域からの参入促進 ..... | 2 |
| (2) 農業経営者の意識改革を促す認定農業者制度の厳格化 .....                            | 2 |
| (3) 新たな経営モデルを目指す農業法人の柔軟な事業展開の促進 .....                         | 2 |
| ① 国・都道府県認定による広域で事業を行う認定農業者に対する強力な支援措置の<br>創設 .....            | 2 |
| ② 農業法人が地域の農業者と連携する場合の支援措置の創設 .....                            | 2 |
| (4) 農業経営者サポート事業の運用改善による農業経営相談所の機能と事務局体制の<br>強化 .....          | 2 |
| (5) 現場の実態に沿った農地法・農振法等の運用弾力化とローカルルールのは正 .....                  | 3 |
| (6) 相場による価格変動リスクに左右されないコメ先物取引の本上場 .....                       | 3 |
| 2 人手不足の中でも農業に人を引きつける施策の集中実施 .....                             | 3 |
| (1) 就農に直結する即戦力となる人材を育成するための農業教育の充実 .....                      | 3 |
| (2) 人材育成機関としての農業法人における労働環境の改善促進 .....                         | 3 |
| (3) 将来の農業を担う就農者を生み出す支援の充実 .....                               | 4 |
| (4) 女性、高齢者等の参画促進に向けた環境整備と農福連携の普及の推進 .....                     | 4 |
| ① 農福連携をはじめとした女性や高齢者等の雇用促進に必要な施策の充実 .....                      | 4 |
| ② 外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けた取組み .....                                | 4 |
| 3 スマート農業技術が効果を発揮するための環境整備 .....                               | 5 |
| (1) 現場のニーズを反映した技術開発・実装、法規制緩和の加速化 .....                        | 5 |
| ① 費用対効果やユーザーのニーズを踏まえた省力化に資する開発促進 .....                        | 5 |
| ② 昨今の天候不順にも耐えうる強い品種開発の推進 .....                                | 5 |
| (2) 生産性向上に向けた基盤整備事業の集中実施 .....                                | 5 |
| (3) 技術進展を見通した営農体系の抜本的な見直し .....                               | 5 |
| (4) データ連携の円滑化 .....   | 5 |
| 4 高齢化が進む農村環境を整備する方策の検討 .....                                  | 6 |
| (1) 農業法人等による農地・農業インフラ維持の負担を軽減する方策の検討 .....                    | 6 |
| (2) 鳥獣被害対策の推進 .....   | 6 |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| II  | 現場で実感できるコスト低減   | 6 |
| 1   | 物流の効率化  | 6 |
|     | (1) 省庁の垣根を越えた戦略の策定                                    | 6 |
|     | (2) 卸売市場の物流拠点としての活用支援                                 | 6 |
| 2   | 国際競争力強化に向けた生産資材等の価格引下げ施策の具体化                          | 7 |
|     | (1) コスト構造の透明化等を通じた価格引下げ                               | 7 |
|     | (2) 業種横断的な規制の農業分野に対する適用の適格化                           | 7 |
|     | (3) 新事業者の参入促進・業界再編の促進や新技術の掘り起しの充実                     | 7 |
|     | (4) 補助事業の執行期限設定の柔軟化                                   | 7 |
|     | (5) コストに配慮した産地表示の運用改善                                 | 7 |
|     | (6) 肥料制度の見直し  | 7 |
| 3   | 行政手続きのオンライン化を通じた負担軽減                                  | 8 |
| III | 東日本大震災からの復興・復旧支援の充実                                   | 8 |
|     | 平成 30 年 6 月 21 日付け「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」の施策への反映状況 | 9 |

# 日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

## はじめに

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、農業を「農地・水などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、国民への食料供給の責務を果たし、農村・地域社会を支えていくという自覚を持って不断の経営革新に努めている。

一方で、急激な人口減少・高齢化、温暖化や自然災害の増加などにより、我が国における食料安定供給と地域社会の維持は危機的な状況にある。さらには、国際貿易交渉の進展により海外の農産物との競争も激しさを増している。そのような中で、後継者の不在により離農が進む農地や経営基盤を引き受け、労働力を確保し、生産性の高い効率的な農業経営を実現するためには、それを担う人材の育成・確保が不可欠となっている。

地域産業の要である農業の中核を担う農業法人の役割はますます重要になってきているが、依然として従来の個人経営・家族経営を前提とした施策も多く残されている。また、これまでの農政改革により制度面の手当ては徐々に進展してきているものの、現場で政策の効力が発揮され、農業経営者が効果を実感できるようになるためには、一層の取組み強化が必要である。

厳しさを増す農業・農村を取り巻く環境を打破するためには、国民をも巻き込んだ取組みが必要であり、来年3月に予定されている次期食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、10年、20年後を見据えた既存政策の戦略的な見直しと再構築を行うべきである。また、時代が大きく変化する中で、引き続き農業法人が農業界を牽引していくには、これまでに培ってきた経営ノウハウをベースとしながら、新たな仕組みや技術を積極的に取り入れていくことで、生産性の向上と持続可能性を両立した令和時代の新しい農業経営を創造していかなければならない。

今こそ、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指し、官民挙げて、真剣に取組むべきときである。その実現に向けて、我々プロ農業経営者が、国民への食料の安定供給、地域社会・経済の活性化にこれまで以上に大きな役割を果たすとともに、急激な人口減少等による農業・農村の諸課題の解決にも果敢に取り組んでいくため、日本農業法人協会として以下の提言を行う。

## I 新時代を見据えた新しい農業経営・生産技術の確立

### 1 地域農業を支える収益力の高い農業法人等の育成

#### (1) 人・農地プラン実質化の集中実施による農地の集積・集約化の推進、農業法人等の他地域からの参入促進

農地中間管理機構法の改正に伴う人・農地プランの実質化について、高齢化が進行する中、期限を区切った上で地方自治体や地域に対する支援とインセンティブを与えることで、集中的に取り組むべき。これまで、現場では、実績のある農業法人であっても地域外からの参入を拒まれる例も見られたことから、今回の実質化の趣旨を現場段階まで浸透させ、農地の引き受け手が不足する地域における地域外の農業法人等とのマッチングを進め、積極的に中心経営体に位置付けるよう徹底するべき。

#### (2) 農業経営者の意識改革を促す認定農業者制度の厳格化

認定農業者の認定に当たっては、意欲ある農業者に対して施策を集中させるため、数ではなく質を問うよう、認定基準を厳格に運用するべき。また、再認定の際には、目標未達成者に対しては要因分析をはじめ、地域農業を支える者として相応しい農業経営の実現に向けた経営改善を促す仕組みを検討するべき。

#### (3) 新たな経営モデルを目指す農業法人の柔軟な事業展開の促進

##### ① 国・都道府県認定による広域で事業を行う認定農業者に対する強力な支援措置の創設

農地中間管理機構法の改正にあわせ、農業者の活動範囲に応じて国又は都道府県が認定農業者の認定をする仕組みが創設された。意欲ある農業法人等が広域に事業展開し、人・農地プランの実質化過程において農業者の不足が明らかになった地域等に参入する動きを後押しするため、当該広域認定農業者に対する新たな支援措置を創設するべき。また、農地所有適格法人における役員要件が緩和されたことで、農業法人から他法人への役員派遣等が行いやすくなるが、将来の事業承継も見据えた、より柔軟な組織運営を可能とするよう引き続き検討すべき。

##### ② 農業法人が地域の農業者と連携する場合の支援措置の創設

小規模高齢農業者や任意組合のみで生産を継続している地域において、厳しさを増す事業環境の中、今後も地域農業を存続させていくには、地域を越えた連携強化が不可欠となる。地域外の農業法人等が役員派遣や提携等を通じ、こうした地域の農業者・組織に販路や事業・組織運営ノウハウを提供することで、地域農業の維持を図る取り組みを支援するべき。

#### (4) 農業経営者サポート事業の運用改善による農業経営相談所の機能と事務局体制の強化

当協会が長年提言・提案を続けた結果、平成30年度から農業経営相談所が都道府県段階で整備された。取り組みがはじまったばかりではあるが、本来期待した法人の設立や育成という役割を担うには運営体制の整備等が不十分である。法

人経営体育成という設立趣旨を明確にし、各都道府県における支援体制を一本化すべき。また、運営の要となり必要不可欠な専属のコーディネーター雇用に必要な人件費確保等による事務局体制強化の他、相談者の経営課題が解決し、経営改善が図られたかどうかに応じて評価を行い、評価に応じて予算等を重点的に配分する事業設計とするなど、より能動的・積極的な役割を果たすことができるよう、運用改善に向けて農業経営者サポート事業制度を改めるべき。

#### **(5) 現場の実態に沿った農地法・農振法等の運用弾力化とローカルルールのは正**

農地法や農振法等に対する規制は、地域における貴重な資源である農地の確保等から引き続き厳正な運用が必要だが、6次産業化の観点から加工・直売施設に付帯する飲食施設、外国人技能実習生や雇用労働者の確保に向けた宿舍等の用地に供する場合など、農業者が農業の付加価値向上や必要な労働力確保等のために必要な農振除外や農地転用等は弾力的に可能とすべき。また、運用に当たっては、地域の現場担当者によって保守的な運用や恣意的な運用（ローカルルール化）がされないよう、国による指導を充実させるべき。

#### **(6) 相場による価格変動リスクに左右されないコメ先物取引の本上場**

大阪堂島商品取引所で取り扱われているコメの先物取引は、本年8月に試験上場期限を迎えるが、事前に比較的高い価格で取引価格が確定するなど、生産者にとって意義のある仕組みである。投機的な先物取引が現物のコメ価格に影響しかねないと懸念された動きも見られない中、今後の米流通のさらなる多様化に対応するため、独自に販路を確立する際の選択肢の一つとして本上場をさせるべき。

## **2 人手不足の中でも農業に人を引きつける施策の集中実施**

### **(1) 就農に直結する即戦力となる人材を育成するための農業教育の充実**

農業教育機関等のカリキュラム作成に当たって、農業経営に求められる感覚・知見の習得に着目した内容とするとともに、経営感覚を有する農業経営者の育成に向け、少数精鋭の教育体制に転換し農業経営者との個別面談による指導など、農業経営者の知見を活用し、農業教育をより就農に直結する実践的なものとするべき。

また、農業分野への就職氷河期世代や中高年等を含む多様な人材の確保に資するよう、農業のリカレント教育を行う機関として農業大学校等の機能強化を図るべき。

### **(2) 人材育成機関としての農業法人における労働環境の改善促進**

農業分野における人材確保に向けては、多様な働き方が可能な農業法人における実践的な研修が有効であるため、労働環境の改善に取り組む法人や人材教育部門を持つ法人など、一定の条件を満たす農業法人を人材育成のための教育機関として認定し、これらの法人における研修等を重点的に支援すべき。特に、雇用労働の重要性が高まっている中、キャリアプランの策定、独立せず農業法人に留まって役員や農場長等として活躍するミドルマネージャーの育成、労働環境

の改善に取り組む農業法人を支援すべき。また、農の雇用事業は、悪質な経営者が短期的な労働力確保として利用することを避けるため、国がカリキュラムを提示し、支援対象を労働環境の改善に取り組む先に絞るなど、運用方法を再考すべき。

### **(3) 将来の農業を担う就農者を生み出す支援の充実**

農業次世代人材投資事業については、一定額の預貯金残高があることを要件に加え、2年後の見直し時には、プロ農業経営者による面接・診断を受け、就農者の資質や事業の持続性を見極めた上で支援を継続するなど、将来にわたって営農を継続・発展できると認められる者に対象を重点化すべき。

また、農業大学校等のプログラムで研修を受けた者が、終了後速やかに農地の確保が可能となるよう、関係機関や行政が一体となった就農支援施策の実施、第三者への事業承継支援による離農予定者の農地・機械等の承継促進、利用者のいない空き家の斡旋など、就農希望者が安心して事業を開始できるようにするための支援を充実させるべき。

### **(4) 女性、高齢者等の参画促進に向けた環境整備と農福連携の普及の推進**

#### **① 農福連携をはじめとした女性や高齢者等の雇用促進に必要な施策の充実**

今後、労働力不足が一層深刻になることを踏まえれば、女性や高齢者等の多様な者の農業への参画促進は不可欠である。当協会としても、誰もが働きやすい職場づくりに向けたセミナー開催やテキスト教材作成等により、優良事例の横展開に取り組んでいるが、配偶者控除や在職老齢年金など、働きたい人材が働きやすい環境となるよう、様々な制度の見直しをはじめとした施策を充実させるべき。

また、農福連携の推進に向けては、働き手を求めている農業者と働きたいが適した職場が少ない障害者のマッチングにより、双方にメリットを生み出すことができるため、認知度向上に向けたPR活動やマニュアルの作成、優良事例の収集・普及等に取り組むとともに、障害者施設との連携による施設外就労の促進等、雇用促進に必要な具体策のさらなる拡充を行うべき。

#### **② 外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けた取組み**

本年4月に創設された新たな在留資格は、即戦力となる外国人材の受入れにより、不足する労働力の確保手段として期待される一方で、賃金水準の高い大都市圏や他業種に人材が集中する懸念がある。このため、我が国農業界が一丸となり、諸外国の関係機関と連携して人材の育成・確保を図るとともに、国内受入環境の整備を進める等の横断的な取組みを推進し、国もそうした取組みを後押しするべき。当協会としても、組織整備を含めた対応を検討していきたい。

また、農業分野への円滑かつ適正な人材の呼び込みに向けて、外国人技能実習生の受入環境を整備し良好な関係を構築している優良事例の発信を行うとともに、就労や生活支援、教育等を行う外国人材支援センター等の組織整備など、自治体による外国人材の住環境・生活支援の充実等を図るべき。

### 3 スマート農業技術が効果を発揮するための環境整備

#### (1) 現場のニーズを反映した技術開発・実装、法規制緩和の加速化

##### ① 費用対効果やユーザーのニーズを踏まえた省力化に資する開発促進

開発された技術は、現場で使われてこそ価値があるものである。今後、さらに労働力の減少が見込まれる中、効率的で労働負担の少ない「スマート農業」を実践していくに当たり、投資に見合う利益が得られる費用対効果を意識した労働負荷軽減・省力化に資する農業機械の開発について、関係者が一体となって早急に進めるべき。また、ドローンや無人トラクターの導入効果を最大限に発現させる観点から、作業補助者の必置義務等の規制をさらに緩和し、技術の進展に合わせたメリットを享受できるようにするべき。

なお、営農システムは、経営者向けのソフト開発が進んでいるが、日々使用する従業員と経営者では知るべき、知りたい情報が異なるため、従業員向けのソフトについてもユーザーのニーズを踏まえた上で開発を行うこととあわせ、スマート農業を使いこなす人材への教育に対する支援も行うべき。

##### ② 昨今の天候不順にも耐えうる強い品種開発の推進

近年は、台風、豪雨など異常気象等による被害が頻発し、食料の安定供給、農業生産・経営に深刻な影響を与えている。平時からかけ離れた異常気象の下でも、その影響を緩和し、安定的な生産を可能とする品種の開発・改良をさらに推進するべき。また、今後の気候変動を見越し、中長期的な視座に立った品種の開発・改良を加速するべき。

#### (2) 生産性向上に向けた基盤整備事業の集中実施

スマート農機・技術は、農地の集約化・大区画化が進まなければ現場でその真価を発揮することができない。将来の農業経営の姿を想定しながら、農地中間管理機構を通じた集積・集約化を進めるとともに、整備未了区域だけでなく設備の老朽化等により再整備が必要な区域においても基盤整備事業を集中的に実施すべき。

#### (3) 技術進展を見通した営農体系の抜本的な見直し

ロボット、AI、IoT、ドローン等の技術革新のスピードは早く、既存の営農体系については、現状の技術を前提とした単純な見直しではなく、今後の技術革新・進展を見通した上で抜本的に見直し、新たな経営モデルを構築するべき。

#### (4) データ連携の円滑化

農機具メーカー等が個別にデータの囲い込みに動く中、農業者が異なるメーカーの農機具を使用する場合、メーカーの垣根を越えて各種システムを円滑に活用できるよう、データの共有化を進めるべき。また、「WAGRI」については、農業者の生産性向上や経営改善に資するよう、幅広くきめ細やかなデータ利用を可能とするとともに、ベンダー等によるサービス提供の工夫を促す仕組みとするべき。なお、データ提供に当たっては、提供者である農業法人等がメリットを得られる仕組みとし、悪用・流出されないよう、万全の対策を講じるべき。



## 4 高齢化が進む農村環境を整備する方策の検討

### (1) 農業法人等による農地・農業インフラ維持の負担を軽減する方策の検討

農村の人口減少、高齢化の急速な進展により、耕作条件が不利な農地を中心に地域の農業法人等が引き受け切れない農地の顕在化が加速度的に増えると想定される。また、地権者の高齢化が進む中、地域の草刈りや水路の管理等の地域維持活動が困難になりつつある。

日本農業法人協会としては、これまで培った事業・組織展開のノウハウを活用し、これまで以上に地域農業の発展に向けた役割を果たしていくが、急激な人口減少・高齢化が進む中では対応にも限界がある。このため、農業法人等の地域維持活動への負担を軽減し、将来にわたって農業・農村の持続的な発展を可能とするための方策について、次期食料・農業・農村基本計画の検討過程において議論すべき。

### (2) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する野生鳥獣による農作物被害対策として、中山間地域で多様な事業を行う農業経営の育成を通じた緩衝地帯の形成や、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、若年層を引き付けるPR活動や研修等を充実させるべき。

また、多様で重要な役割を担っている離島の農業振興については、限られた利用可能な土地で単位面積当たりの収益を上げるため、地域特性に合った農産物の育種・改良のさらなる促進を行うべき。

## II 現場で実感できるコスト低減

### 1 物流の効率化

#### (1) 省庁の垣根を越えた戦略の策定

物流業界の人材不足を背景に、物流コストの上昇だけでなく配送も困難な事態が見られる他、農業者はドライバーの負担軽減に向けた協力も求められている。今後、状況はさらに深刻化することが確実であり、食料を安定供給する上で農産物流通の効率化は極めて重要な課題である。

物流の効率化・最適化に向けて、国土交通省、経済産業省及び農林水産省が一丸となって地域や業種の垣根を越えた幅広いデータの収集・分析を行い、大きな戦略を描いた上で個々の施策を立案すべき。また、配車・積載情報等の共有・透明化する業種・業者横断の全国的なトラックの空車情報のプラットフォーム等のシステム構築に向けて、省庁や事業者の枠組みを越えて取組み、効率化によるコストの抑制に繋げるべき。

#### (2) 卸売市場の物流拠点としての活用支援

卸売市場における市場手数料は自由化されているにも関わらず、いまだ市場ごとに多様な料金を設定する段階になっていない。今後、改正卸売市場法施行により農産物流通の多様化が期待されるが、これらの改革の成果が発現し、定着していくよう、国が工程表を策定し、責任を持って進めて行くべき。

また、農産物流通の基幹である卸売市場間のルートを最大限活用し、卸売市場

から目的地までの配送の仕組みを整備することで、物流コスト全体を縮減すべき。特に、地方卸売市場の活用が進んでいないことから、ストックポイントとして活用する集配センター機能を有したモデル市場作りなどに支援することとし、具体化に向けて農業法人と地方卸売市場・関連事業者との連携を支援すべき。

## **2 国際競争力強化に向けた生産資材等の価格引下げ施策の具体化**

### **(1) コスト構造の透明化等を通じた価格引下げ**

これまでに実施された国内外の農業資材等に関する価格調査結果を通じ、生産資材の価格引下げ等に向けた気運は生まれつつあるが、現場では全体として引き下げられたとの実感は乏しい。調査のための調査ではなく、現場レベルで効果が発現するよう徹底的かつ継続的に取り組む必要があり、輸送費等も含め調査項目のさらなる充実を図った上で業界構造や価格差の見える化を進め、価格差の要因やコスト構造を明らかにすることで、実際の価格引下げに繋げるべき。

### **(2) 業種横断的な規制の農業分野に対する適用の適格化**

一般的な建築物と畜舎等では、利用実態が大きく異なることから、畜舎等に対しては建築基準法を適用除外とするなど、業種横断的な法規制の適用に当たっては農業現場の実情を十分に踏まえた運用とするべき。

### **(3) 新事業者の参入促進・業界再編の促進や新技術の掘り起しの充実**

農業用ハウスや機械・機器等については、大手国内メーカー以外の業者や海外製品に関する情報の掘り起しや提供をさらに進め、選択肢を増やすことで調達価格の低減に繋げるべき。当協会としても、会員法人の持つ知見や目利き力の共有等を通じ、各資材等のコスト構造などについて、業界内での連携を進めることに努める。

### **(4) 補助事業の執行期限設定の柔軟化**

各種補助事業の執行に当たっては、原則、着工許可日から3月末までに竣工させる必要があり、タイトなスケジュールの中では、業者との交渉上不利になるため、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化など、事業の執行期限の運用を柔軟化するよう検討すべき。

### **(5) コストに配慮した産地表示の運用改善**

食品表示基準にもとづく表示として、国産の生鮮食品には都道府県名を原産地表示することが義務付けられている。しかし、県を跨いで広域での営農や周年出荷のために産地間リレーをしている場合、他県の農業者とブロックローテーションをする場合などにおいては、産地に応じた包装袋の製造やラベル貼付等のコストが発生するため、複数産地や屋号などの生産者名、売り場へのQRコード等による表示を認めるべき。

### **(6) 肥料制度の見直し**

家畜排せつ物や産業副産物は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、肥料として有用であるが重くて散布しにくい等の理由から、近年、堆肥施用量は

減少している。また、窒素・りん酸・加里中心の画一的な施肥の連用により、地力が低下し、収量の低下等が懸念されている。このように生産現場が大きく変化しているにもかかわらず、肥料取締法では堆肥と化学肥料を配合することを原則認めておらず、農業者は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要がある。また、有用であるが制度の制約により、肥料原料として利用できない産業副産物が多く存在している。土づくりに役立つ家畜ふん堆肥やその他の低コストな副産物原料の肥料利用など、地域資源の有効活用等を進め、地力回復や収量確保を追求するプロ農業者のニーズに応えた肥料生産が可能となるよう、速やかに肥料の法制度を見直すべき。

### **3 行政手続きのオンライン化を通じた負担軽減**

各種計画認定や補助事業の申請等に当たって、農業者の事務負担は非常に大きく、市町村の職員も定員減や異動によりの確に対応できない状況も散見される。今後、国や地方自治体の職員のマンパワーがさらに弱体化していくことも踏まえ、各種手続きを包括的にオンライン化の対象とし、省庁横断でワンストップ窓口により対応できるようにするなど、個人・企業情報の漏えいや悪用を防止する万全の対策を講じ、申請者である農業者にとって利便性が高く、簡素で使いやすいシステムとすべき。

## **Ⅲ 東日本大震災からの復興・復旧支援の充実**

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の風評被害として、消費者が被災地産の食品購入をためらうという状況がいまだ継続しているため、放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や情報発信をさらに強化をするなど、被害の早期解消に向けて粘り強く継続的な対策を行うべき。

さらに、平成 23 年 12 月に成立した復興庁設置法において、復興庁は令和 3 年（2021 年）3 月末までに廃止するとされているが、福島県における帰還困難区域の避難指示解除、心身のケアをはじめとした被災者支援や産業・生業の再生など、復旧・復興が完遂するまでは引き続き国が前面に出た長期間の支援継続が必要であることから、被災者に安心を与えるためにも早期に復興庁の継続を示すべき。

平成 30 年 6 月 21 日付け「農業の競争力強化に向けたプロ農業経営者からの提言」の施策への反映状況

| 提言                            | 措置概要   | 備考  |
|-------------------------------|--|---|
| 認定農業者制度の広域認定                  | ○ 国・都道府県が認定する仕組み等の創設   |   |
| 農地所有適格法人の要件緩和                 | ○ 役員グループ会社間の兼務が可能となるよう、常時従事要件を特例的に認める仕組みが拡充  | ○ 5月17日に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案可決・成立（5月24日公布）                       |
| 農地中間管理機構の見直し                  | ○ 農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一本化<br>○ 借受けまでの期間短縮や書類作成等の事務手続きの簡素化（配分計画案の縦覧、利用状況報告の廃止）   |   |
| ゲタ対策における麦の規格告示改正              | ○ 産地品種銘柄以外の麦についても、必要書類の提出があれば品質評価（A～D区分）を受けることが可能となるよう改正（令和元年産より）  | ○ 5月9日付けゲタ対策に係る規格告示の改正  |
| 2020年3月末で経過措置が撤廃される農事用電力制度の継続 | ○ 2020年4月以降は、特に必要性が高いと経産大臣が認めて指定した供給区域のみ、経過措置料金が存続（電力・ガス取引監視等委員会は、全ての供給区域を指定することが適当と評価）<br>○ 大手電力会社は、経過措置の有無に関わらず、当面は農事用電力向け料金メニューを継続する意向を表明 | ○ 4月26日開催「総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会」の資料「電気料金の経過措置に関する報告書」で左記を明示 |

# 公益社団法人日本農業法人協会 政策提言委員

(令和元年6月13日現在)

|      |       |     |                    |
|------|-------|-----|--------------------|
| 委員長  | 近藤 一海 | 長 崎 | (農) ながさき南部生産組合     |
| 副委員長 | 嶋崎 秀樹 | 長 野 | (有) トップリバー         |
| 副委員長 | 互 泰行  | 埼 玉 | のりす (株)            |
|      | 南 和孝  | 北海道 | (有) ミナミアグリシステム     |
|      | 関 治男  | 茨 城 | (有) アクト農場          |
|      | 須藤 泰人 | 群 馬 | (有) ロマンチックデーリィファーム |
|      | 三輪 民雄 | 群 馬 | (有) 三輪農園           |
|      | 北島 一夫 | 東 京 | (農) 東京みるく工房ピュア     |
|      | 小川 勝範 | 岐 阜 | (農) 巢南営農組合         |
|      | 坪谷 利之 | 新 潟 | (農) 木津みずほ生産組合      |
|      | 永井 健吾 | 新 潟 | 神谷生産組合 (株)         |
|      | 大月 征典 | 長 野 | (株) むぎわらぼうし        |
|      | 土井 晃  | 和歌山 | (有) 夢クラブ泉源         |
|      | 兒玉 眞徳 | 広 島 | 世羅菜園 (株)           |
|      | 福井 義勝 | 徳 島 | (有) 福井園芸           |
|      | 小田々智徳 | 高 知 | (有) 大地と自然の恵み       |
|      | 増田 徳義 | 大 分 | (有) 日出ポーク          |
|      | 香川 憲一 | 宮 崎 | (農) 香川ランチ          |
|      | 宮城 盛彦 | 沖 縄 | (株) みやぎ農園          |



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> [nogyo@hojin.or.jp](mailto:nogyo@hojin.or.jp)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1F